

郡山市職員措置請求書(住民監査請求)に基づく監査の結果

(平成 29 年 9 月 11 日付け受理)

平成 29 年 11 月 7 日

郡山市監査委員

郡山市職員措置請求書（住民監査請求）に基づく監査の結果

郡山市監査委員 伊藤達郎
同 諸越裕
同 但野光夫

第1 監査の請求

1 請求書の提出

平成29年9月11日

2 請求の要旨（個人情報であることから省略や置き換えをしたもの（下線部分）以外は原文のとおり）

(1) 請求の対象となる執行機関、職員
郡山市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

ア 平成28年度中に、以下の者に対し、県中都市計画事業徳定土地区画整理事業の仮換地指定に伴う移転補償としてなされた経費の支出

- ① 住所省略 権利者A
- ② 住所省略 権利者B

(3) 違法または不当とする理由

上記の(2)アについて

移転補償対象となった建物（住宅、アパート等）が建築されてありました従前地は下記のとおりです。

従前地C-1 地目、地積省略 所有者権利者B
従前地C-2 地目、地積省略 同上
従前地C-3 地目、地積省略
従前地C-4 地目、地積省略

仮換地指定

<u>従前地C-1</u>		<u>地目、地積省略</u>		
<u>従前地D-1</u>		<u>地目、地積省略</u>		
計		<u>地積省略</u>	<u>仮換地F-1</u>	<u>地積省略</u>
<u>従前地C-2</u>	一部	<u>地目、地積省略</u>	<u>仮換地F-2</u>	<u>地積省略</u>
<u>従前地C-4</u>		<u>地目、地積省略</u>	<u>仮換地F-3</u>	<u>地積省略</u>
<u>従前地C-2</u>	一部	<u>地目、地積省略</u>	<u>仮換地G-1</u>	<u>地積省略</u>

従前地を一体的に利用しておりましたが、仮換地指定を見ると仮換地先がばらばらです。仮換地先の底地には本人のアパート、他人の建物があり移転で

きるような現況ではありません、また仮換地先の底地に対する仮換地指定は未であり何を根拠に移転補償費を算出したのか分かりません。

また、平成28年8月の公文書開示によると

権利者Aさんに金額省略（建築物等移転費）補助金

権利者Bさんに金額省略（工作物等移転費）補助金

金額省略（借家人補償）補助金

金額省略（同上）単独費

その他、借家人補償として入居者（約30人）へ支払い。

本物件は、都市計画道路笹川大善寺線（幅員25m）に係る移転対象物件であり、国の補助対象であり全て補助金で対応すべきと思います。

土地区画整理事業は、仮換地により公共施設を開け工事を施工するのであって、本件のように仮換地先に他の権利者の物件があるのに移転をお願いすることに無理が生じたのでは、仮換地を発表して10年を経過しておりますが移転計画、工事計画を今だ、作成せずにおります、

このようなことで今後も施行するとすれば事業費が増大し市の持ち出しが多くなる。

平成29年5月12日の公文書開示によると、移転等の工事完了届が平成29年3月31日に提出され、その日に完了を確認したとありますが、平成29年4月10日には完了しておりませんでしたので、これらのことを確認するために平成29年5月15日に郡山市長さんへ質問書を提出致しましたが、まだ回答がありません。

（4）市に生じている損害

上記（2）アの支出の一部単独費については、不当であって市に同額の損害が生じることが明らかである。

（5）求める必要な措置

上記（2）アに関しては、適正な手続に従い、補償費の積算を行い全て補助対象へ内容の変更を求める。

今後は、仮換地に基づき移転計画、工事計画を作成し仮換地指定（工事のため）を行い、適正な移転補償費を算出することを求める。

第2 監査委員の除斥

橋本勉監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により、本件郡山市職員措置請求書（以下、「住民監査請求」という。）の監査に加わらなかった。

第3 請求の受理

本件住民監査請求が、自治法第242条所定の要件を具備しているかについて調査及び確認を行った結果、要件を具備していると認められたことから、平成29年9月11日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 準拠基準

郡山市監査基準

2 監査の種類

自治法第242条第4項の規定による住民監査請求に基づく監査

3 監査対象部局

都市整備部区画整理課

4 監査の主な実施内容

対象部局から提出された関係資料の試査

(1) 書類等の確認、突合

(2) 質問及び実査

(3) 請求人及び関係職員の陳述聴取

ア 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年10月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し、陳述を行った。

イ 関係職員の陳述聴取

平成29年10月17日に、都市整備部長、都市整備部次長、区画整理課長ほか職員5名に対し陳述聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

ア 監査 監査委員室

イ 実査 県中都市計画事業徳定土地区画整理事業地内

(2) 日程

ア 監査 平成29年9月11日から平成29年11月6日まで

イ 実査 平成29年10月17日

6 監査対象事項

本件住民監査請求の内容について総合的に判断した結果、次の事項を監査対象とした。

(1) 移転補償について

権利者A氏及び権利者B氏の仮換地指定に伴う移転補償について、適正な根拠に基づき算出されているか否か。

(2) 補助事業について

国の補助事業に係る移転補償について、借家人補償の一部を単独費としたことに理由はあるか否か。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、請求人及び関係職員の陳述等から確認した事実は、次のとおりである。

(1) 仮換地の指定について

ア 従前地：従前地C-1

通知日 平成28年1月15日

仮換地 仮換地F-1の一部（従前地D-1と合筆換地）

仮換地指定の効力発生の日 平成28年1月22日

仮換地について使用又は収益を開始する事ができる日 別に定めて通知する

イ 従前地：従前地C-2

通知日 平成28年1月15日

仮換地 仮換地F-2

仮換地G-1

仮換地指定の効力発生の日 平成28年1月22日

仮換地について使用又は収益を開始する事ができる日 別に定めて通知する

ウ 従前地：従前地C-3

仮換地を指定していない。

エ 従前地：従前地C-4

通知日 平成28年1月15日

仮換地 仮換地F-3

仮換地指定の効力発生の日 平成28年1月22日

仮換地について使用又は収益を開始する事ができる日 別に定めて通知する

オ 従前地：従前地D-1（監査対象の仮換地先の底地）

通知日 平成28年1月15日

仮換地 仮換地F-1の一部（従前地C-1と合筆換地）

仮換地指定の効力発生の日 平成28年1月22日

仮換地について使用又は収益を開始する事ができる日 別に定めて通知する

カ 従前地：従前地D-2（監査対象の仮換地先の底地）
仮換地を指定していない。

キ 従前地：従前地D-3（監査対象の仮換地先の底地）
仮換地を指定していない。

ク 従前地：従前地D-4（監査対象の仮換地先の底地）
仮換地を指定していない。

ケ 従前地：従前地D-5（監査対象の仮換地先の底地）
仮換地を指定していない。

コ 従前地：従前地E-1（監査対象の仮換地先の底地の隣接地）
従前地E-2（監査対象の仮換地先の底地）

通知日 平成28年1月15日

仮換地 仮換地G-2（合筆換地）

仮換地指定の効力発生の日 平成28年1月22日

仮換地について使用又は収益を開始する事ができる日 別に定めて通知する

（2）移転補償について

ア 権利者A氏に対する建築物等補償（全額補助対象）

契約日 平成28年2月2日

前払金支払日 平成28年3月18日

変更契約日 平成28年3月31日

（移転期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に変更）

完了届受領日 平成29年3月31日

残金支払日 平成29年5月19日

イ 権利者B氏に対する工作物等補償（全額補助対象）

契約日 平成28年2月2日

前払金支払日 平成28年3月18日

変更契約日 平成28年3月31日

（移転期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に変更）

完了届受領日 平成29年3月31日

残金支払日 平成29年5月19日

ウ 借家人に対する補償（一部補助対象）

借家人数 30人

契約日 平成28年9月21日～平成28年10月18日 30人

前払金支払日 平成28年10月31日～平成29年1月20日 20人

完了届受領日 平成28年12月14日～平成29年2月28日 30人

残金支払日 平成29年1月10日～平成29年5月10日 20人

全額支払日 平成29年3月31日～平成29年5月19日 10人

(3) 補助事業について

ア 社会資本整備総合交付金

概要 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。

目的 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

(社会資本整備総合交付金交付要綱 第2)

交付対象事業

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

(社会資本整備総合交付金交付要綱 第6(抜粋))

補助率 55/100

イ 交付申請等の経過

平成17年11月22日 土地区画整理事業の国庫補助に係る徳定地区実施計画書について、国から承認を受ける(当初)

※ 都市計画道路笹川大善寺線の整備を含む

平成26年12月17日 土地区画整理事業の国庫補助に係る徳定地区実施計画書の変更について、国から承認を受ける(第1回変更)

平成27年4月22日 平成27年度社会資本整備総合交付金の交付を申請
平成27年5月8日 平成27年度社会資本整備総合交付金について、国から交付決定通知を受ける

平成27年10月26日 平成27年度社会資本整備総合交付金の交付決定変更を申請

平成27年11月12日 平成27年度社会資本整備総合交付金について、国から交付決定変更の通知を受ける

平成28年4月5日 平成27年度社会資本整備総合交付金の事業年度終了実績報告書を提出(未執行の事業費について平成28年度に繰越し)

平成 29 年 4 月 10 日 平成 27 年度社会資本整備総合交付金の完了実績報告書を提出

2 請求人の主張に対する検討

(1) 移転補償について

郡山市は、平成 28 年 1 月 15 日に、移転補償の対象となった建物が建築されている従前地 C-1 について、仮換地 F-1 の一部への仮換地指定を、従前地 C-2 について、仮換地 F-2 及び仮換地 G-1 への仮換地指定を、従前地 C-4 について、仮換地 F-3 への仮換地指定を行った。

また、郡山市は、平成 28 年 2 月 2 日に、移転補償の対象となった建物について、権利者 A 氏及び権利者 B 氏と物件移転補償契約を締結し、平成 29 年 5 月 19 日までに補償金を支払っている。

請求人は、移転補償の対象となった建物が建築されている従前地について、ばらばらに仮換地を指定していること、指定した仮換地の底地に対する仮換地の指定が行われていないこと、指定した仮換地に建物があり移転できる状況ではないことから、移転補償の算出根拠が不明であると主張している。

この件に関して、関係職員の陳述聴取等により確認した内容は次のとおりである。

ア 従前地 C-3 については、移転補償の対象外の土地である。

イ 従前地 C-2 については、権利者 B 氏が所有する仮換地先の底地である従前地 E-2 と、その隣接地である従前地 E-1 を、原位置の仮換地 G-2 へ仮換地するに当たり、減歩と補償を相殺して事業費の軽減を図るため、仮換地 G-1 と仮換地 F-2 に仮換地を行った。

ウ 建築物等の移転・除却については、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「整理法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、施行者が整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地を指定した場合に実施することができるとされており、仮換地先の底地に対しての仮換地指定は、建築物等の移転・除却の要件とされていない。

エ 建築物等の移転・除却の意義については、大場民男著「条解・判例土地区画整理法」によると「移転」とは、従前の宅地から仮換地等へ建築物等を解体しないで曳行移動させることである。曳家移転が典型例である。「除却」とは、従前の宅地から建築物等を取り除いたり、破毀することである。」とされており、移転補償の対象となった建物については除却に該当する。

オ 補償金の算定については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）、用地対策連絡会（現中央用地対策連絡協議会）が示す「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和 37 年 10 月 12 日）、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」（昭和 38 年 3 月 7 日）及び東北地区用地対策連絡会が示す「補償金算定標準書」に準じ算定している。

以上のことから、権利者 A 氏及び権利者 B 氏の仮換地指定に伴う移転補償については、適正な根拠に基づき算出されているものと認められる。

(2) 補助事業について

郡山市は、土地区画整理事業の国庫補助に係る徳定地区実施計画書に基づき、平成 27 年 4 月 22 日に平成 27 年度社会資本整備総合交付金の交付申請を、平成 27 年 10 月 26 日に平成 27 年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請を行い、それぞれ平成 27 年 5 月 8 日及び平成 27 年 11 月 12 日に国から交付決定の通知を受け事業を実施し、平成 27 年度に執行できなかった事業費については、平成 28 年度予算に繰越しをしている。

また、郡山市は、移転補償の対象となった建物について、平成 29 年 5 月 19 日までに権利者 A 氏、権利者 B 氏及び借家人（30 人）に対して補償金を支払っているが、権利者 A 氏及び権利者 B 氏に対する補償金については、全額を補助の対象とし、借家人（30 人）に対する補償金については、一部を補助の対象とし、一部は市の単独費を充当している。

請求人は、移転補償の対象となった建物は、都市計画道路笹川大善寺線の整備に係る移転対象物件であり、国の補助対象であることから全て補助金で対応すべきと主張している。

この件に関して、関係職員の陳述聴取等により確認した内容は次のとおりである。

ア 都市計画道路笹川大善寺線の整備は、土地区画整理事業の国庫補助に係る徳定地区実施計画書に位置づけされている。

イ 土地区画整理事業に係る国庫補助金については、平成 22 年度から社会資本整備総合交付金制度に移行し、事業に充てることができる社会資本整備総合交付金の総額は、土地区画整理事業の国庫補助に係る実施計画書に定められている。

ウ 社会資本整備総合交付金は、国の配分計画により事業に必要な全ての額が当該年度に交付される状況ではないため、予定された金額が交付されない場合、事業の円滑な進捗を図るため、社会資本整備総合交付金対象事業の一部に市の単独費を充当している。

エ 充当した市の単独費分に相当する社会資本整備総合交付金の額については、土地区画整理事業の国庫補助に係る実施計画書に定める範囲内において、後年度社会資本整備総合交付金事業として充当が可能であるため、市の単独費の支出が増大することはない。

以上のことから、国の補助事業に係る移転補償については、事業の実施に必要な措置として借家人補償の一部を単独費としたものと認められる。

3 結論

以上のことから、本件住民監査請求には理由がないものと認め、棄却する。